

## 「健康長寿のまち・北区」推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 北区に住まう全ての人々の「健康寿命」の延伸を図り、活力のある地域社会の実現に向け、地域ぐるみで健康づくりを推進する機運を高めるとともに、区民が主体的に健康づくりに触れる機会を創出するため、「健康長寿のまち・北区」推進会議（以下「本会」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 本会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域ぐるみで健康づくりを推進する機運の醸成・高揚
- (2) 区民が多様な健康づくりに触れる機会の創出
- (3) 前2号のための情報の共有及び発信
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

2 本会は、第1条の目的を実現するため、北区未来につながる区民会議（以下「区民会議」という。）及び関係行政機関との緊密な連携及び協働に努めるものとする。

### (委員)

第3条 本会は、区民会議の委員をもって構成する。

### (役員)

第4条 本会に会長、副会長及び参与を置く。

- 2 会長、副会長及び参与は、それぞれ区民会議の会長、副会長及び参与をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 参与は、専門的知見をもって意見を述べることができる。

### (本会の招集及び議事)

第5条 会長は、本会の会議を招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときは、参与が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 本会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

### (企画推進委員会)

第6条 本会に、第2条の企画及び推進を行う機関として、企画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、活動の企画案について本会に提案する。
- 3 委員会の委員は、本会の委員及び関係機関等の中から会長が選任する。
- 4 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は会長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を掌理し、委員会の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、前項の職務を代理する。

### (委員会の招集及び議事)

第7条 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、北区役所健康福祉部健康長寿推進課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月18日から施行する。